

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 192 回 中小企業でも活用！「自社株買い」手法

2007 . 3.11

最近、上場大企業を中心に「自社株の購入」のニュースが目立っている。正確に言うと「**自社株買い**」(Stock Repurchase)といい、その目的を簡単に言うと「発行しすぎた株式を減らす」ためにあると思われる。その額たるや、新聞発表によれば、04年度、前年比32.2%増の3兆6,100億円にのぼったと言う。

株式が多すぎると「1株当たりの利益」や「株主資本利益率(ROE)」が低下し、会社の評価(=株価)に影響する可能性がある。また、時価会計が導入されたことで、株価が下がると取引先に持ってもっていた株式が流出してしまう恐れも出てくるだろう。そうしたリスクを未然に防ぐためにも、余分な株式は回収してしまおうというわけである。

そうは言っても、「自社株買い」は、いつでも、なんぼでも、自由に出来るわけではなく、それなりのルールがある。まず、自社株の購入限度額は、利益剰余金を元に会社計算規則に従って算定することになっている。したがって、利益が出ていない会社は自社株を購入(自社株の消却という)することはできないし、利益が出ていたとしても全額を自社株購入に充てることができるわけではないことも、ルールとして決まっている。

「上場会社の話は、我々中小企業には関係ないや...」ということなかれ、「自社株買い」は大会社だけの権利ではなく、中小企業(中小会社等)でも「事業承継」や「相続」時に、大いに活用することができる。

たとえば、先代社長が幹部社員に分配した自社株を、事業後継者がもう一度買いまとめるケース。この場合の実態は色々であろう。ストック・オプションとして、報酬付加として与える場合もある。先代が幹部諸氏の「やる気」を喚起するため、あるいは幹部としての責任を自覚させるため、自社株を購入させ、名実共に出資者として参画させることであろう。もっと大胆な事由としては、**間接金融**(銀行からの借入)が困難な状況の中で、会社の資金調達手段として、幹部から資金を徴収させる～なんて理由もあるかもしれない。いずれにせよ、後を引き受けた後継者が、事業承継後の経営基盤安定のために、バラバラに散乱した自社株をとりあえず会社で購入し、集積化を図る方法に活用できると考えられる。また、先代から相続した自社株の相続税が払えないため、一時的に、会社に引き取ってもらうなどもありえるケースである。ある意味で言えば、実質的相続税対策の一つとして、効果的活用が考えられる。

大企業でも中小企業でも、自社株の購入ルールは同じである。2003年の商法改正で、「自社株買い」は原則自由、株主総会での定款変更により取締役会で「自社株買い」の時期や量を決められるようになり、「自社株買い」の目的と用途が広がった。研究してみてもいいかがか！ (小社ホームページ飯島賢二税理士事務所サイト『IKG 税務ニュース』より加筆・修正)